

◆チェックシート【児童生徒性暴力等の防止】

○児童生徒性暴力等に関する規定等を正しく理解している。	
・「教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではないこと」を理解している。	
・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定されている「児童生徒性暴力等」の定義を正しく理解している。（児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動でSNS等によるものも含む）も含まれることを理解している。）	
・児童生徒性暴力等を行った場合、原則として免職処分となることを理解している。	
・教職員が児童生徒に対して指導等を行う場合、児童生徒は、教職員との関係性への影響等を気にして、教職員の発言や提案等を拒絶できない、または、他の教職員に相談できない場合もあることを認識している。	
○児童生徒に対する個別指導・発言等について適切に対応している。	
・児童生徒の個別相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合には、管理職や同僚に告げてから対応するなど、必要な対策を講じている。	
・部活動指導における身体マッサージなど、児童生徒に対して身体的接触をしていない。（ <u>身体的接触が生じる指導</u> をする場合には、周囲から誤解を受けることがないように、管理職への事前相談や指導場所の工夫など、適切な措置を講じている。）	
・児童生徒に対し、性的なからかいや冗談を言ったり、性的な内容の会話をしたりしていない。	
○SNS等による児童生徒との連絡について適切に対応している。	
・SNS等による児童生徒との私的な連絡は禁止されていることを理解している。	
・SNS等により児童生徒に業務上必要な連絡をする場合、私的なやり取りに発展しないよう具体的な対策を講じている。 ＜具体的な対策＞ ◇SNS等により児童生徒に連絡する際は、業務上必要な連絡であっても、児童生徒と1対1で連絡をしない。（複数の人がお互いのやり取りを閲覧することができるグループ形式等で連絡する。） ◇児童生徒からSNS等により個別の相談があった場合は、教職員一人だけの判断で対応するのではなく、必ず管理職に相談した上で、組織的な対応につなげる。（緊急を要する相談や児童生徒の身体生命に危険が生じている場合等、速やかに対応する必要がある場合は、適切に対応するとともに管理職へ報告する。）	